

居宅介護支援重要事項説明書

(令和 7年 4月 1日 現在)

1. 当事業所が提供するサービス受付窓口

居宅介護支援 シリウス

電話 059-336-2404
FAX 059-336-2405

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称等

事業所名	居宅介護支援 シリウス
所在地	三重県四日市市山城町 770 番 2
管理者	清水 あけみ
介護保険指定番号	2470204104
通常サービス提供地域	四日市市 桑名市 いなべ市 東員町 三重郡
受付窓口期間	月曜日から金曜日 8:00~17:00 但し、12月29日から1月3日及び祝日は休み 24時間対応

(2) 職員体制

介護支援専門員 3名 (管理者と兼務 1名、専従 2名)
事務員 1名

3. 利用料金

- ・指定居宅支援を提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額として、法定代理受領サービスであるため、原則としてご利用者の負担はありません。【別紙】のとおりです。
- ・但し、介護保険が適用される場合であっても、ご利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合においては、いったん下記の料金をご利用者がいただいたうえで、サービス提供証明書を発行いたしますので、保険者からの払い戻しを受けて下さい。

4. サービス内容

種類	内容
介護サービス計画の作成及び、サービス実施状況の継続的な把握・評価	要介護認定を受けた方を対象として、ご本人または、ご家族の要望を基に要介護度に応じて使える金額の範囲で介護サービス計画を作成します。また在宅サービス事業者等と連絡調整を図りながら、ご利用者の同意のもとに必要なサービスをご利用できるように継続的に援助します。サービス事業所の選定に当たりましては、本人または、ご家族の要望を踏まえつつ、公正中立に行います。
要介護認定の申請等(更新時含む)に係る援助	要介護認定等を受けていない利用申し込みの方については、ご利用者の意思を踏まえ要介護認定等の申請が速やかに行われるよう援助します。また、要介護認定更新時の申請につきましても速やかに行われるよう援助します。
介護保険施設等への紹介	居宅においてサービスの提供を続けることが困難になったと認める場合、および介護保険施設への入院または入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介等その他の便宜を提供します。
医療との連携	訪問看護・通所リハビリテーションその他の医療サービスを希望している場合、ご利用者の同意を得て主治医の意見を求め、その意見のもとに居宅サービス計画にそれらを盛り込みます。また、医療サービス以外の介護サービスについて、主治医の医学的観点からの留意事項が示されている場合には、それを尊重します。ご利用者の身体状態の急激な変化がみられた場合は、医師や訪問看護等との連携をはかり利用者又はその家族の同意を得た上で、介護サービスの提案や相談のため頻回に自宅を訪問し、必要におうじた在宅療養の支援を行います。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

電話、来所にてお申込みください。

(2) サービスの終了

①ご利用者の都合でサービスを終了する場合

・サービスの終了を希望する日の1週間前までに文章でお申し出ください。

②自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了します。

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定が非該当(自立)

又は、要支援と認定された場合

- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

③その他

- ・ご利用者やご家族等が当事業所の介護支援専門員に対してサービス提供が継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービス提供を終了させていただく場合がございます。
- ・やむを得ない事情により、当事業所を閉鎖または縮小する場合。この場合は他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

6. 事故発生時、緊急時の対応

サービス提供にあたり事故や体調の急変が生じた場合は速やかにご利用者、ご家族、関係機関、主治医、救急機関等にご連絡いたします。

7. 高齢者虐待について

当事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

- ・研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・当事業所従業員または居宅サービス事業者および介護者（現に介護をしている家族、親戚、知人・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 感染拡大防止に関する取り組み

当事業所では、コロナウイルス等の感染拡大防止に留意した対応を行っています。

- ・出勤時の検温
- ・訪問時のマスク、フェースシールド（必要時）の着用
- ・訪問前後の手指消毒
- ・訪問時のご家族やご本人とのソーシャルディスタンスの確保

9. 第三者評価の実施について

当事業所では 提供するサービスの第三者評価は実施しておりません

10. サービス内容に関する相談・要望・苦情窓口

相談・要望・苦情等につきましては、以下の体制で対応しています。

相談窓口を設け、要望から苦情に至るまでのご利用者の声をサービス向上に反映させる取り組みを行っています。お気づきの点がございましたらサービス担当者か下記窓口までお申し出ください。

相談窓口

居宅介護支援 シリウス

担当者 清水 あけみ
電話 059-336-2404

四日市市健康福祉部 介護保険課 電話 059-354-8190

桑名市保険福祉部 介護高齢課 電話 0594-24-1170

いなべ市福祉部 介護保険課 電話 0594-86-7820

東員町役場 健康長寿高齢福祉係 電話 0594-86-2823

三重郡朝日町 保険福祉課 電話 059-377-5659

三重郡川越町役場 福祉課電話 電話 059-366-7116

三重郡菰野町 健康福祉課介護保険係 電話 059-391-1125

三重県社会福祉協議会福祉サービス
運営適正委員会 電話 059-224-8111

三重県国民健康保険団体連合会
苦情窓口専用 電話 059-222-4165

【説明確認欄】

令和 年 月 日

当事業所は居宅介護サービスの提供開始に当たり、本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

事業所

住 所 三重県四日市市山城町 770 番 2

事業所名 居宅介護支援 シリウス

説明者 印

私は本面に基づいて事業所から上記重要事項の説明を受け、居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者名 印

署名代筆者（続柄） () 印